

高萩市告示第73号

高萩市電子入札実施要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

高萩市長 大部 勝 規

高萩市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高萩市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（以下「市工事等」という。）に関する入札手続を電子入札システムにより行う場合において、高萩市財務規則（昭和47年高萩市規則第2号。以下「財務規則」という。）、高萩市建設工事執行規則（昭和34年高萩市規則第4号）及び高萩市一般競争入札実施要綱（平成20年高萩市告示第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 市工事等に関する入札手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者決定までの事務を電子計算機とネッ

トワーク（インターネット）によって行うことをいう。

(2) システム 電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。

(対象)

第3条 電子入札の対象は、市工事等のうち、高萩市建設工事等請負業者指名委員会規程（昭和61年高萩市訓令第2号）に定める高萩市建設工事等請負業者指名委員会において、電子入札の方法によることが適当であると認められるものとする。

(利用登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市長に電子入札システムを利用するための利用登録の届出をしなければならない。

(入札の公告)

第5条 市長は、電子入札を実施するときは、財務規則第87条第1項の規定による一般競争入札の公告及び同規則第99条の規定による指名競争入札の通知の際に、電子入札の対象である旨を公告又は通知するものとする。

(入札書)

第6条 市長は、電子入札を実施するときは、入札参加者からの入札書の提出をシステムによって提出させるものとする。

2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ提出期間を定めるものとする。

3 入札書は、入札金額その他の所定の情報が、市の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに、提出があったもの

として取り扱うものとする。

- 4 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等について準用する。

(提出書類)

第7条 市長は、入札書と併せて電子入札システムにより提出させる書類があるときは、第5条の公告においてその旨を明示するものとする。

(書面による入札)

第8条 市長は、入札参加者から入札参加者の使用に係る電子計算機の不具合その他やむを得ない事由により書面による入札書の提出(以下「紙入札」という。)への変更を求められた場合は、紙入札を承諾することができる。

- 2 市長は、前項の規定により紙入札を承諾した入札参加者があるときは、当該入札を郵便又は持参により行うものとする。この場合において、入札書の郵送方法及び到達期限又は持参期限は、別に定める。

- 3 市長は、電子入札システムの不具合等により電子入札の続行が困難であるときは、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。この場合において、入札は、入札書の郵送又は持参により行うものとする。

(開札)

第9条 市長は、電子入札において、紙入札を承諾した入札参加者があるときには、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登

録するものとする。

- 2 市長は、電子入札において、工事内訳書の提出を義務付けている入札については、開札と同時に確認するものとする。

(最低価格の同額の取扱い)

第10条 市長は、前条の開札の結果、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじ引の手続を電子入札システムにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定によるくじ引の手続が困難なときは、指定する場所及び日時においてくじ引の手続を行い、落札者を決定するものとする。

(無効の入札)

第11条 市長は、電子入札を行う場合において、財務規則第92条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子入札を無効とする旨を入札参加者に明らかにしておくものとする。

- (1) 工事内訳書の提出のない者が入札をしたとき。
- (2) 市長の承諾を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。
- (3) 入札参加者が同一案件で電子入札と紙入札をしたとき。
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事が認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に関する条件に違反して入札したとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。